

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成31年4月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800141号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900001号

第1 結論

昭和42年6月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年6月から昭和46年3月まで

私は、23歳か24歳の頃、当時居住していたA県B市のアパートに役所の職員が来て、20歳以上になったら国民年金に加入することになっていると言われ、国民年金の加入手続をした。その時に、どの期間の保険料額かは分からないが、4,800円をまとめて納付した。また、同市で納付したのは1回だけと記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿において請求者の前に払い出された国民年金手帳記号番号の払出年月日が昭和47年1月20日であること及びオンライン記録により請求者の後に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金の任意加入日が同月26日であること並びに請求者が所持する国民年金手帳(以下「年金手帳」という。)において、発行年月日が同月20日、年金手帳発行時の住所がB市と記載されていることから、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月に同市において払い出されたと考えられる。

一方、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる昭和47年1月から請求者に係るC県D市の国民年金被保険者名簿及び年金手帳により請求者がB市からD市に住所変更を行ったことが確認できる同年8月までの期間に、請求期間の保険料を納付する場合には、第1回特例納付による納付又は過年度納付を行うこととなる。

しかしながら、請求者がB市において納付したと記憶している保険料額は4,800円であるところ、第1回特例納付の保険料は月額450円であり、月を単位としていくことから、請求者が記憶する上記保険料額に見合う納付月数は存在しない。

また、請求者に係るD市の国民年金被保険者名簿及び年金手帳により、請求者が同市に転入する直前の住所はB市であることが確認できること及びD市から提出された請求者に係る電子記録（住民情報システム）（以下「D市の電子記録」という。）により、昭和46年4月から昭和47年3月までの期間の保険料（5,400円）が、請求者が同市に転入する前に納付されていることが確認できることから、当該期間に係る保険料は、B市において納付されたものであると判断できる。したがって、請求期間の一部について過年度納付を行った場合の保険料額は、請求者がB市において納付したと記憶している保険料額と一致するものの、請求者が請求期間の保険料について過年度納付を行ったとすると、納付した保険料額は1万200円、納付回数は2回となり、請求者が納付したと記憶する保険料額及び回数と一致しない。

さらに、B市及び請求者が20歳到達時に居住していたとするA県E市は、いずれも請求者に係る国民年金の被保険者記録及び保険料納付記録が分かる資料は保管していない旨回答している上、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びD市の国民年金被保険者名簿並びにD市の電子記録において請求期間の保険料が納付された記載は無いことから、請求者が請求期間の保険料について、第1回特例納付による納付又は過年度納付を行ったことは確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、B市において納付したと記憶している保険料がどの期間の保険料かは分からない旨陳述しているが、上述のとおり、請求者に係るD市の国民年金被保険者名簿、年金手帳及びD市の電子記録により、昭和46年4月から昭和47年3月までの期間の保険料は、B市において納付されたものであると判断でき、D市の電子記録において請求者が同市に転入する前に保険料を納付している期間は当該期間に係る保険料のみであることが確認できることから、請求者がB市において納付したと記憶している保険料は、当該期間に係る保険料であることがうかがえる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800140号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月1日から平成2年3月1日まで

国の記録では、A社に係る私の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成2年3月1日となっているが、私は、元号が昭和から平成に変わった年の3月1日に同社に入社したように記憶している。勤務する会社で数か月の実技を終了した後でないと受講できなかった修了証(平成2年6月25日交付)を提出するので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年3月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社に勤務した資料として、勤務する会社で数か月の実技を終了した後でないと受講できなかったとする修了証を提出しているところ、当該修了証を交付したC協会は、当該修了証について、修了に必要な実技教育の実施期間は4時間以上であり、学科教育修了後、実技教育を実施する流れであるが、学科教育前に実技教育が実施されるケースもある旨回答している。また、同協会は、学科教育は2日間に分けて9時間実施しており、実技教育の実施期間は会社によって異なる旨及び実技教育の実施時期については、学科教育修了日の前後の特定期間内に実施しなければならない規定は特に無い旨回答している。一方、B社は、当該修了証に係る実技教育の実施時期及び実施期間については不明である旨回答していることから、当該修了証は、請求者が請求期間にA社に勤務していたことを裏付ける資料とまでは言えない。

また、請求者のA社の入社日について、同社における同僚に照会を行ったものの、

請求者の入社日を記憶している者はいなかった上、当該照会において、自身の同社における勤務期間と同社での厚生年金保険被保険者期間は一致しているか否かについて回答があった者全員が、一致している旨回答又は陳述していることから、同社は請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、請求者のB社における雇用保険の加入記録によると、雇用保険の資格取得年月日は平成2年3月1日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致していることが確認できる。

加えて、B社は、請求者の在籍を確認できる資料及び請求期間当時の保険料控除が分かる資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務及び保険料控除については不明である旨回答している上、請求者は請求期間に係る給与明細書を所持しておらず、上記照会に回答のあった同僚でA社の給与明細書を所持している者もいなかったことから、請求者の請求期間に係る保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800134号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900002号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②から⑥までについて、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑪について、請求者のG事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬について、請求者のI社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和45年8月16日から昭和46年8月13日まで
② 昭和46年9月11日から昭和50年12月25日まで
③ 昭和51年3月27日から昭和52年3月1日まで
④ 昭和52年4月1日から昭和57年1月1日まで
⑤ 昭和57年8月5日から昭和59年2月1日まで
⑥ 昭和59年9月10日から昭和60年3月12日まで

- ⑦ 平成6年3月22日から同年4月1日まで
- ⑧ 平成11年7月26日から同年9月26日まで
- ⑨ 平成12年10月及び同年11月まで
- ⑩ 平成14年1月から同年3月まで
- ⑪ 平成17年8月から同年11月1日まで
- ⑫ 平成18年5月21日から同年7月21日まで
- ⑬ 平成18年11月10日から同年12月16日まで

請求期間①について、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和45年8月16日と記録されているが、昭和46年8月12日まで同社に継続して勤務していたので、同月13日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑥までについて、B社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正が認められなかった。当時、同社の社長にそのうち厚生年金保険に加入するので、とりあえず国民年金に加入するよう言われ、国民年金保険料を納付していた。今回、新たな資料は無いが、再度審議の上、請求期間②から⑥までを厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑦について、C社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成6年4月1日と記録されているが、同年3月22日から同社に勤務していたので、同日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑧について、D社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正が認められなかった。平成11年7月26日から給与が完全歩合制になり、自分は受注が無く無給となったが、同年9月25日まではK職として継続して勤務していた。今回、新たな資料は無いが、再度審議の上、同月26日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑨について、E社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。会社が閉鎖され給与も支払われていないが、ハローワークの紹介で入社し勤務していたので、請求期間⑨を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑩について、F社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務した当時の名刺があり勤務したことは明らかなので、請求期間⑩を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑪について、J社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が

無い。ハローワークの紹介で株式会社ということで入社し勤務したが、実際には個人事業所だった上、給与は支払われていないが、請求期間⑪を厚生年金保険の被保険者期間として記録し年金額に反映してほしい。

請求期間⑫について、H社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成18年5月21日と記録されているが、同年7月20日まで同社に継続して勤務していたので、同月21日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑬について、I社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。ハローワークの紹介で入社し、L職として担当業務が終了するまで勤務していたので、請求期間⑬を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者の訂正請求について、請求期間②（前回は、昭和45年9月11日から昭和50年12月25日までの期間）から⑥までは、i) 雇用保険の加入記録によると、請求者は、各請求期間においてB社に勤務していたことが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii) 同社の元取締役は請求者の給与から厚生年金保険料（以下、「保険料」という。）を控除していない旨回答している。

請求期間⑧（前回は、平成11年7月26日から同年10月26日までの期間）について、D社は、i) 請求者は平成11年7月25日に退職していること、ii) 請求期間⑧に係る請求者の給与から保険料は控除していなかった旨回答している。

以上のことから、既に平成28年1月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間②について、前回の請求期間の始期を変更した上で請求期間②から⑥まではB社に、請求期間⑧について、前回の請求期間の終期を変更した上でD社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと強く主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、B社及びD社における勤務実態及び保険料控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、前回と同様の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②から⑥までの期間及び請求期間⑧に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間①について、請求者は、以前、総務省年金記録確認第三者委員会（当時）に申立を行っているが、同省から提供を受けた同委員会審議資料である請求者に係るA社人事記録によると、請求者の同社の退職年月日は昭和45年8月15日と記載されている上、今回新たに同社から提出された「健康保険厚生年金保険番号簿」によると、請求者の退職年月日は同日と記載されていることから、請求者は、請求期間①において同社に勤務していなかったと認められる。

また、総務省年金記録確認第三者委員会の審議資料であるA社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社は請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年8月16日と届け出たことが確認できる上、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の被保険者資格喪失年月日は、同日と記録されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社を昭和45年8月15日に離職しており、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合している。

加えて、A社は、請求期間①に係る保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

請求期間⑦について、C社から提出された請求者の労働者名簿及び雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間⑦において、同社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間⑦当時、C社の被保険者であった者のうち7人に照会を行ったところ、請求者を知っていると回答のあった6人のうち4人は請求者の雇用形態は正社員であった旨回答している。

しかしながら、C社は、請求者に係る資料は上記労働者名簿のみで、請求期間⑦における請求者の具体的な勤務形態は不明であり、請求期間⑦当時の資料は廃棄済である旨回答していることから、同社における請求者の具体的な勤務時間等の勤務実態が確認できず、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが確認できない。

また、C社は、請求期間⑦について、資料は無いものの請求者の請求どおりの届出は行っておらず、請求期間⑦に係る保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

請求期間⑨について、E社の取締役は、請求者が同社に勤務していたことは不明である旨陳述している上、同社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらず、請求期間⑨当時に同社において厚生年金保険被保険者であった3人のうち、前述の取締役を除く2人に照会したが、回答が得られないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

また、前述の取締役は、入社後3か月を経過するまでは厚生年金保険に加入させ

なかった旨陳述しており、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、E社において請求期間⑨に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者の請求期間⑨に係る保険料の控除について、前述の取締役から回答が得られないことから確認できない。

請求期間⑩について、請求者は、F社に勤務した資料として、同社M営業所と記載された名刺を提出しているところ、同社の代表取締役は、上記名刺について、N職が使用していた旨陳述していることから、勤務期間は不明であるが、請求者は、同社において、N職として業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、F社は、請求者が同社に勤務していたことは不明である旨回答しており、同社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社M営業所長として同僚から名前が挙げられた者と同姓の者4人に照会したところ、自らM営業所長であったと回答した者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

また、請求者が提出した名刺について、F社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた31人に照会したところ、回答のあった17人のうち3人はK職に従事する者が当該名刺を使用していた旨陳述しており、上記17人のうち1人はK職に従事する者はN職として契約していた旨陳述している。また、上記3人のうち2人及び上記1人を含む7人はK職に従事する者は厚生年金保険に加入しない取扱いだった旨陳述している。

さらに、上記7人のうち2人は、自身がF社においてK職に従事する者であった期間は厚生年金保険被保険者ではない旨陳述しているところ、当該2人のオンライン記録によると、2人がK職に従事したとする期間に同社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、F社は、雇用形態がN職の者は厚生年金保険に加入させておらず、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っていない上、請求期間⑩に係る保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

また、オンライン記録によると、F社において請求期間⑩に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

請求期間⑪について、J社の代表取締役は、請求者について、請求期間⑪当時は自身が個人事業主であったG事業所において、期間の定めのない雇用関係で3か月ぐらい勤務した旨回答していることから、請求者は、勤務期間は特定できないものの同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、G事業所が厚生年金保険適用事業所であった形跡は見当たらない上、前述の代表取締役は、請求期間①に係る資料は無い旨回答しており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが確認できない。

また、前述の代表取締役は、資料は無いため、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び保険料の控除について不明である旨回答している。

請求期間②について、H社から提出された請求者に係る「社内用控履歴書」によると、請求者の退職年月日は、平成18年5月20日と記載されていることが確認できることから、請求者は、請求期間②において、同社に勤務していなかったことが認められる。

また、H社から提出された請求者に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）によると、請求者は平成18年5月20日に同社を離職していることが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、同日に離職しており、オンライン記録と符合している。

さらに、H社は、平成18年2月1日から同年4月20日までを試用期間としていたが、正規雇用に移行する見極め合意が遅れたため同年5月20日まで試用期間を延長した旨回答しているところ、前述の雇用保険被保険者離職証明書の「具体的事情記載欄」にも同様の記載があることが確認できる。

加えて、O町役場の国民健康保険に係る資格履歴照会によると、請求者は、H社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である平成18年5月21日に、O町において、他保離脱を異動事由として国民健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、H社は、請求期間②について、資料は無いものの請求者の請求どおりの届出を行っていない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る平成18年分貸金台帳によると、請求期間②に係る保険料は控除されていないことが確認できる。

請求期間③について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間③において、I社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、I社の取締役は、請求者の勤務について覚えていない旨回答し、同取締役の妻は請求者に係る資料は無い旨陳述していることから、同社における請求者の具体的な勤務時間等の勤務実態が確認できず、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが確認できない。

また、請求者は、請求期間③当時の同僚を記憶していないため、請求者の請求期間③における勤務実態について照会できない。

さらに、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、I社が厚生年金

保険の適用事業所であった形跡は見当たらない上、同社の取締役は、厚生年金保険の適用事業所としての届出は行っていない旨回答している。

加えて、前述の取締役は、厚生年金保険の適用事業所としての届出は行っていないことから請求者の請求期間⑬に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っておらず、請求期間⑬に係る保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、⑦及び⑨から⑬までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、⑦及び⑨から⑬までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。